

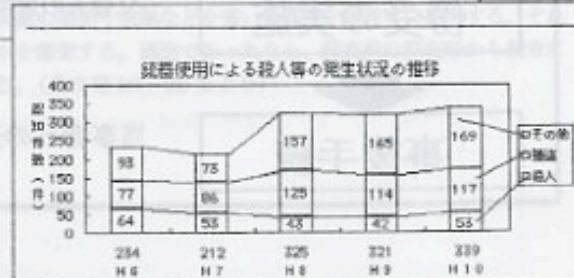
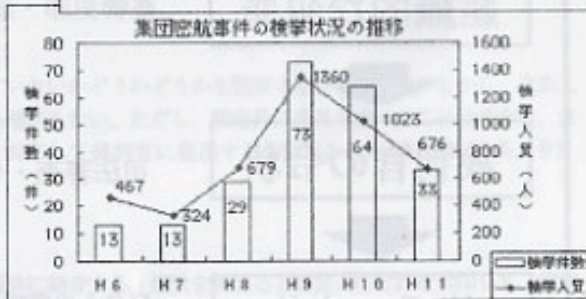
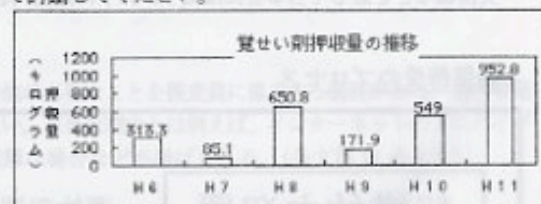
通信傍受法

(犯罪捜査のための通信傍受に関する法律)

1999年8月12日に、「通信傍受法」という新しい法律が国会で成立しました。この法律は正式には「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」といい、一般には「盗聴法」とも呼ばれています。ほとんどの人がテレビ、新聞など、なんらかのメディアを通してこのことは知っているはずですが、その具体的な内容となると、かなり曖昧な知識しかもっていない人がほとんどでしょう。そこで我々はまず「通信傍受法とは何か?」という基本的なところからアプローチしていきました。そして、いかにわかりやすく伝えられるかということに重点をおいて、通信傍受法についてのプレゼンテーションをしたいと思えます。このプレゼンテーションを通して、皆さんに通信傍受法について正しい知識を得てもらい、ただ「テレビでは良くないって言ってるから良くないんじゃない?」などと思わずに、今日得た知識をもとに客観的に判断した上で通信傍受法の是非について討論してください。

プログラム

- ① はじめに
- ② ビデオ
- ③ 通信傍受法の目的
- ④ 通信傍受のプロセス
- ⑤ 法律成立以前
- ⑥ 問題点
- ⑦ まとめ



通信傍受法の目的

数人の共謀によって実行される組織的な重大犯罪において犯人の間の相互連絡などに用いられる電気通信の傍受を行わなければ事実の真相を解明することが著しく困難な場合が増加する状況にあるとする。これに対して通信の秘密を不当に侵害することなく事実の真相の的確な解明に資するよう、必要な事項を定めることを目的とする。

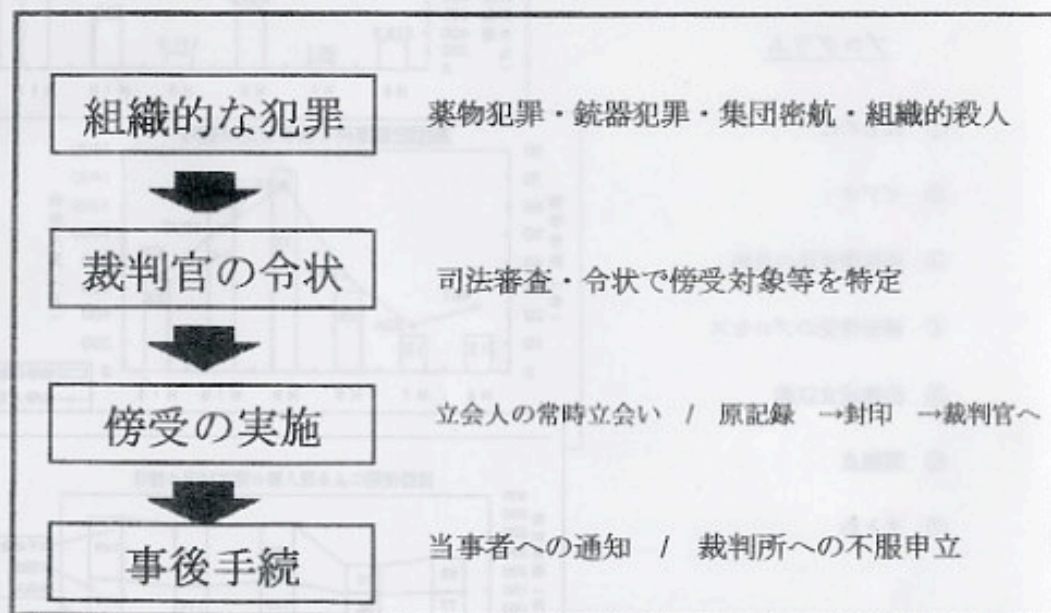
通信傍受法が必要になった理由

- ① 従来の捜査方法では、組織的犯罪を取り締まることに対して限界がある。それは、証拠隠滅などにより、組織における末端に位置する犯罪者しか検挙するこしかできず、根拠から組織を壊滅させるには通信傍受により入手する証拠が不可欠だからである。
- ② 海外では、すでに犯罪捜査のための通信傍受は法律で認められていた。そのため、犯罪捜査のための通信傍受が認められていなかったことにより、組織的犯罪を取り締まる能力が低かった日本は組織的犯罪の抜け穴となっていた。国際レベルで組織的犯罪を根絶させるには、日本でも犯罪捜査のための通信傍受を合法化する必要があった。

通信傍受とは？

通信傍受法で定められている通信傍受とは、捜査員が NTT などの通信事業者の協力を得て、電話回線の交換機などを通して当事者には気づかれずに通話内容を聞くことである。

通信傍受のプロセス



③

傍受令状が降りる条件

- ① 他の方法によっては、犯人を特定すること、または犯行の状況もしくは内容を明らかにすることが困難なとき。
- ② 薬物犯罪、銃器犯罪、集団密航、組織的殺人に関する罪が数人の共謀によるものと疑うに足りる状況なとき。
- ③ これらの罪が犯されかつ、引き続きこれらの罪のどれかが犯されると疑うに足りるとき。
- ④ 死刑または無期懲役もしくは二年以上の懲役・禁固にあたる犯罪がこれらの罪も実行する準備のために犯され、引き続きこれらの罪が犯されると疑うに足り、数人の共謀であるとき。
- ⑤ ただし、薬物や銃器などに関する罪について、譲り受け、譲り渡しなどの行為を罰するものについては、数人による共謀のものであることを必要としない。
- ⑥ これらの傍受行動は、通信事業者の看守する場所をのぞき、人の住居、建造物、もしくは船舶内においては、することができない。ただし、これらの住居主、看守者の承諾があれば、傍受は可能になる。

傍受期間

最初は10日以内とさだめられている。しかし、裁判官が必要と認めれば、最長30日間傍受を行うことができる。

協力義務について

通信事業者は、傍受のための機器の接続やその他の必要なことを捜査員に協力する義務がある。通信事業者は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。正当な理由とは例えば、インターネットのプロバイダーなどで社員が少人数で、この仕事をするのが困難な場合などが挙げられる。(条文第11条より)

立会人の役割

立会人は、傍受の時に不正行為が行われていないかどうかを監視する役目を持つ。しかし、立会人は傍受内容を聞く権利がなく、傍受を切断する権利もない。ただし、捜査員に意見を述べることはできる。また、立会人は傍受が終わった後、記録媒体を封印して裁判官に提出する役割がある。(条文第12条より)

記録媒体の処理について

傍受内容は、すべてテープなどの記録媒体に録音する。傍受を終えると立会人はそれを封印して、裁判官に提出する。それと同時に、捜査員は傍受の実施の期間や根拠などを書いた書面を裁判官に提出する。それらをもとに、裁判官は傍受行動が合法であったかを審査する。適法であったなら、捜査員は原記録から捜査に必要なでない部分を削除して、傍受記録をつくる。(条文第20-22条より)

当事者への通知

傍受記録に記録されている傍受内容の当事者に対して原則として30日以内に次の内容を知照する：

- ① 傍受記録を作成した理由。
- ② 該当する通信の開始および終了の年月日時と相手の氏名。
- ③ 傍受令状の発付の年月日。
- ④ 傍受の実施の開始および終了の年月日。
- ⑤ 傍受の実施の対象となった通信手段。
- ⑥ 傍受令状に記載された罪の種類。

該当性判断

捜査のために傍受すべき通信に該当するか明らかでなければ、判断するための最小限度の範囲に限り、当該通信の傍受ができる。(条文第13条より)

通信傍受法に関わる憲法

第13条： すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の^{権利}については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第21条： ①集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

②検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

抜け道

- ① プリペイド携帯電話：持ち主が特定するのが不可能に近いため犯罪に多く使われることが予想される。
- ② イリジウム携帯電話：イリジウムとは衛星を利用して全世界で通話が可能な通信網である。外国で契約すれば、日本の法律は適用されず傍受される可能性が減る。また、現時点では、衛星携帯電話を傍受する設備もないとされている。
- ③ ISDN・携帯電話・PHS：これらは回線がデジタル方式であり、デジタル回線は傍受しにくいとされている。

キーワード

傍受令状：捜査員は裁判官からこれをもらうことにより、傍受行動が行える。

立会人：傍受の時にそれに立ち会う人。傍受をする場所の通信業者が立会人となる。しかし、その人が立ち会えない場合は、地方公共団体の職員が立ち会う。

記録媒体：全ての傍受内容を記録させるテープなどの媒体。

原記録：傍受した内容がすべて記録されているもの。

傍受記録：原記録から捜査に関係のない通話内容がすべて削除されたもの。

メンバー： 五味正臣・香川恭介・市川美希・今西アニタ・黒崎綾・中村寛子・竹澤真紀

2/29/2000